

答 申 第 85 号

平成14年3月29日

千葉県教育委員会

委員長 篠崎 輝夫 様

千葉県情報公開審査会

委員長 鶴岡 稔男

異議申立てに対する決定について（答申）

平成10年3月12日付け教義第13号の11による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

平成9年12月2日付けで提起された、平成9年9月30日付け教義第11号の68で
行った公文書部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

1 審査会の結論

千葉県教育委員会は、本件異議申立ての対象となった公文書の非公開とした部分のうち、次の部分は公開しないことができるものであるが、その余の部分については公開すべきである。

- (1) 千葉県小学校長会の「平成8年度第31回定期総会のご案内」の氏名
- (2) 千葉県中学校長会の「平成8年度第31回定期総会のご案内」の職名及び氏名
- (3) 千葉県小学校長会の「平成9年度第32回定期総会のご案内」の職名及び氏名
- (4) 千葉県中学校長会の「平成9年度第32回定期総会のご案内」の職名及び氏名
- (5) 千葉県公立学校教頭会の「平成9年度定期総会のご案内」の職名及び氏名

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成9年9月30日付け教義第11号の68で行った千葉県小学校長会の「平成8年度第31回定期総会のご案内」、千葉県中学校長会の「平成8年度第31回定期総会のご案内」、千葉県小学校長会の「平成9年度第32回定期総会のご案内」、千葉県中学校長会の「平成9年度第32回定期総会のご案内」及び千葉県公立学校教頭会の「平成9年度定期総会のご案内」（以下「本件文書」という。）の公文書部分公開決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

ア 本件請求に係る講師は、実施機関の公務の遂行に必要と判断されたために招請され、講演を行ったのであり、県税による謝金の対象となっていると推測される。講演の中身は個人に関する情報というよりも、公務に関する情報として県民に全容を明らかにすべきである。

イ 高校教育課に同趣旨の公文書公開請求を行ったところ、講師の所属する機関ないし

所属は公開されている。

ウ 千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）による廃止前の千葉県公文書公開条例（昭和63年千葉県条例第3号。以下「旧条例」という。）第11条第2号該当性について

異議申立人が研修会等の講師名の公開・非公開の判断について実施機関に見解を問うたところ次のとおりであった。

(ア) 管理部総務企画課の見解

研修会等の講師名を公開するか否かは研修会の目的、研修内容、受講対象者等を考慮して個別に判断するが、①公表することが慣行となっているか、②受講者が一般県民も対象としているか、③研修会の目的、研修内容等から公表に適するかどうか等を考慮して判断する。

(イ) 学校教育部義務教育課の見解

新規採用教員等研修事業は現在教員でない者に門戸を閉ざしているものではない。教育広報や教育要覧では免許法認定講習について掲載している。本講習の目的、内容、受講対象者を考慮して検討すれば公表に適するものであり、旧条例第11条第2号ただし書口に該当すると判断される。

(ウ) しかし(イ)の新規採用教員等研修事業は年齢、学歴等からして限られた人達に対する免許付与のための研修会であるから(ア)の基準からすれば非公開とすべきである。

エ 以上から、実施機関は統一性に欠ける恣意的判断をおこなっている。

オ よって、本件文書に係る部分公開決定処分は取消されるべきである。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 対象公文書について

本件異議申立ての対象となっている公文書は、義務教育課長が千葉県小学校長会（以下「小学校長会」という。）の代表(会長)から收受した「平成8年度第31回定期総会のご案内」及び「平成9年度第32回定期総会のご案内」、千葉県中学校長会（以下「中学校長会」という。）の会長から收受した「平成8年度第31回定期総会のご案内」及び「平成9年度第32回定期総会のご案内」並びに千葉県公立学校教頭会（以下

「教頭会」という。)の会長から収受した「平成9年度定期総会のご案内」である。

(2) 本件文書の内容について

本件文書は、小学校長会、中学校長会及び教頭会が定期総会を開催するに当たって、義務教育課長の出席を依頼する案内文であり、当該各総会の開催期日、会場、日程等のほか各総会で行われる記念講演の演題、講師の職名及び氏名が記載されている。

(3) 決定の内容について

実施機関は、本件文書のうち、講師の職名及び氏名の部分を非公開とする部分公開決定を行った。

(4) 旧条例第11条第2号本文該当性について

本件文書は、個人が小学校長会、中学校長会及び教頭会主催の定期総会において講演予定であった「心の教育（私と絵画）について」、「ホテルマンから見た人と人との関わり方」及び「東京湾アクアライン建設に用いられた最先端技術」という演題の講演を誰が行うかという情報が含まれており、当該情報は「個人に関する情報」と認められる。

なお、旧条例では、個人に関する情報について公務に関するものであるかどうかによって公開・非公開の判断を行うように定めていないものと解されるところであるが、そもそも各定期総会は、それぞれ任意団体である小学校長会、中学校長会又は教頭会が主催しているものであって、講演は公務員が職務として行ったものではなく、講師に対する謝金についても各団体が支出しているものである。

また、「特定個人が識別され、又は識別され得る」かどうかについては、講師の職名及び氏名が記載されていることから、特定個人が識別される情報であると認められる。

したがって、本件文書で公開しないこととした講師の職名及び氏名は、本号本文に該当するものと判断した。

(5) 旧条例第11条第2号ただし書該当性について

旧条例第11条第2号の規定によれば、「個人に関する情報であって、特定個人が識別され、又は識別され得る情報」であっても、本号ただし書のイ、ロ又はハのいずれかに該当する場合は、公開しないことができる情報から除外されている。

そこで、以下のとおり本件文書に記載されている講師の職名及び氏名がこれらの情報に該当するかどうかについて検討した。

ア ただし書イ「法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる情報」

については、本件文書は、小学校長会、中学校長会及び教頭会が各関係所属長に送付

した文書であり、何人でも閲覧できるとしている法令はない。

イ ただし書ロ「実施機関が作成し、又は收受した情報で、公表を目的としているもの」と規定されているが、「公表を目的としている」とは、実施機関が公表を目的として收受した情報で個人が公表されることを前提として提供した情報、個人が自主的に公表した資料等から何人でも知り得る情報、公になることが慣行となっており公表しても社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれがないことが確実である情報等をいう。

本文書は、義務教育課が小学校長会、中学校長会及び教頭会より收受した文書であり、個人が公表を前提として提供した情報とはいえ、また個人が自主的に公表し何人でも知り得る情報とは認められない。更に、当該定期総会には限られた関係者のみが出席しており、案内通知文書についても限られた者に送付され、広く県民に呼びかけて開催されている定期総会ではないことから、講演の講師について公表が予定されており、公にすることが慣行となっているとは認められない。

ウ ただし書ハ「法令等に基づく許可、免許、届出等の際に実施機関が作成し、又は收受した情報で、公開することが公益上必要であると認められるもの」に該当するかどうかであるが、本文書は法令等に基づく許可、免許、届出等の際に実施機関が收受した情報とは認められない。

また、「公益上必要であると認められるもの」とは、県民の生命、身体、健康、生活等を保護し、公共の安全を確保するために公開することが必要と認められる情報と解すべきであるが、公開することが公益上必要であるとも認められない。

したがって、本文書に記載されている講師の職名及び氏名は、旧条例第11条第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと判断したものである。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本文書を審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本文書の構成について

本文書の構成は次のとおりである。

ア 小学校長会の「平成8年度第31回定期総会のご案内」（以下「本文書1」という。）

イ 中学校長会の「平成8年度第31回定期総会のご案内」（以下「本件文書2」という。）

ウ 小学校長会の「平成9年度第32回定期総会のご案内」（以下「本件文書3」という。）

エ 中学校長会の「平成9年度第32回定期総会のご案内」（以下「本件文書4」という。）

オ 教頭会の「平成9年度定期総会のご案内」（以下「本件文書5」という。）

(2) 本件文書の内容について

本件文書は、小学校長会、中学校長会及び教頭会がそれぞれ定期総会を開催するに際しての義務教育課長への出席依頼文であり、当該各総会の開催期日、会場、日程等のほか各総会で行われる記念講演の演題、講師の所属団体名、職名及び氏名が記録されている。

(3) 実施機関が非公開とした部分は、それぞれ講演における講師の所属団体名、職名及び氏名である。

(4) 旧条例第11条第2号該当性について

ア 旧条例第11条第2号本文該当性について

実施機関が非公開とした部分のうち、講師の氏名は、個人に関する情報であって特定個人が識別され、又は識別され得るものであるから、本号本文に該当するものである。

ところで、実施機関は講師の所属団体名及び職名について本号本文に該当する旨主張するので以下検討する。

所属団体名については、一般的に公開されたとしてもその情報だけをもって、特定個人が識別され、又は識別され得るものとまでは認められないと判断される。

また、職名については、その所属に同様の職名の者が複数配置されていることにより特定個人が識別されない場合や所属名と職名を組み合わせることにより特定個人が識別される場合もあることから、個別に検討する。

(7) 本件文書1の講師については、所属団体名及び職名を公開しても特定個人が識別され、又は識別され得る情報とまでは認められないので本号本文に該当しない。

(イ) 本件文書2から本件文書5の講師については、所属団体名及び職名を公開することにより特定個人が識別され得ることから、職名については本号本文に該当する。

よって、本件文書1の氏名並びに本件文書2から本件文書5の職名及び氏名は本号本文に該当し、その余の部分は本号本文に該当しない。

イ 旧条例第11条第2号ただし書該当性について

アで本号本文に該当するとした情報は、法令等の定めるところにより何人でも閲覧できるものではなく、また、法令等に基づく、許可、免許、届出等の際に実施機関が作成し、又は収受した情報で、県民の生命、身体、健康、生活等を保護し、公共安全を確保するために公開することが公益上必要と認められるものでもないことから、ただし書イ及びハに該当しない。

以下ただし書ロの該当性について検討する。

ただし書ロは、実施機関が作成し、又は収受した情報であって、公表を目的としているものについては、公開することができるとしたものである。

しかしながら、アで本号本文に該当するとした本件文書1の氏名並びに本件文書2から本件文書5の職名及び氏名は、当該講演が校長会及び教頭会構成員等を対象としたものであることに鑑みれば、公表を目的としているものとは認められないものであるので、ただし書ロにも該当しない。

したがって、本件文書1の氏名並びに本件文書2から本件文書5の職名及び氏名は、本号本文に該当し、ただし書のいずれにも該当しないと判断する。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が非公開とした部分のうち、本件文書1の氏名並びに本件文書2から本件文書5の職名及び氏名は旧条例第11条第2号に該当し公開しないことができるものであるが、その余の部分については公開すべきである。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
10. 3. 12	諮問書の受理
11. 2. 10	実施機関の理由説明書の受理
10. 11. 25	審議 (第91回)
14. 2. 28	審議 (第131回)

(参考)

千葉県情報公開審査会委員

氏名	職業等	備考
岩間 昭道	千葉大学教授	
大友 道明	弁護士	
佐藤 陽子	千葉県消費者センター消費生活指導員	
佐野 善房	弁護士	
鶴岡 稔男	千葉家庭裁判所家事調停委員	委員長
福武 公子	弁護士	
藤井 俊夫	千葉大学教授	

(五十音順：平成14年2月28日現在)